

## 第8回・第9回：「罪刑法定主義」 後半

2005.12.10/15. 佐藤 敬二

### はじめに

- 1) 高橋先生の担当部分：基礎理論、佐藤の担当部分：現代的問題  
公法分野：国民主権、刑事法分野：罪刑法定主義、民事法分野：私的自治
- 2) 「罪刑法定主義」前半講義の内容確認 この知識から現代の課題を考える
- 3) 「罪刑法定主義」後半講義の概要： は事例を丁寧に読む、 は検討する

### \* 講義テーマ：ポストへのビラまきは住居侵入罪に該当するのか

#### 1. 事例の概要：立川反戦ビラ入れ事件

- 1) 新聞報道
  - a. 東京地方裁判所判決 朝日新聞 2004年12月17日 [資料1]
  - b. 東京高等裁判所判決 朝日新聞 2005年12月9日 [資料2]
- 2) 社説
  - a. 朝日新聞 2004年12月17日付「郵便受けの民主主義」  
朝日新聞 2005年12月10日付「表現の自由が心配だ」  
自分の気に入らない意見にも耳を傾けるのが民主主義 被告の言い分
  - b. 朝日新聞 2005年12月29日付「配る作法、受け取る度量」  
「配る方も配る方である」 警察・検察の言い分
- 3) 地方裁判所判決（東京地八王子支部判 平 16.12.16. 判例時報 1982号 150頁）
- 4) 高等裁判所判決（朝日新聞 2005年12月10日）  
迷惑論を中心に考えてもらう

#### 2. 地方裁判所判決文

- 1) 事実関係：ビラ配布のために防衛庁立川宿舎の敷地と通路に立ち入った
- 2) 住居侵入罪の成否

	構成要件該当性	違法性	有責性
検察の主張			-
被告の主張	×	×	-
地方裁判所の判断		×	-
高等裁判所の判断			-

- 3) 裁判所の理由
  1. 構成要件該当性の肯定  
敷地・通路も住居の一部、管理者の意思に反した立ち入り
  2. 違法性の否定  
動機は、政治的意見の表明であり正当  
態様も、社会一般で見られるものよりも迷惑は少ない、実害はない  
結果についても、被害感情が強いとしても、法益侵害は軽微  
更に、ビラの投函は、商業的宣伝ビラの投函に対して優越的地位
- 4) 高等裁判所判決要旨

## \* 基礎知識

1. 構成要件該当性・違法性・有責性 第2回講義<高橋>
2. 可罰的違法性論
3. 表現の自由の優越的地位：二重の基準論

以上  
以下

## 3. 基礎知識：「住居侵入罪」

### 1) 刑法 130 条

1. 条文
2. 要件：住居、正当な理由なく侵入、不退去罪も同様

### 2) 保護法益

1. 趣旨 なお、この議論は直接は「侵入」解釈に影響する
2. 諸説 A 説：旧住居権説 他人の「住居権」(家長が有する)を侵害  
戦前の見解であり、現在は採用されていない  
B 説：平穩説 住居内の共同生活者全員の事実上の住居の平穩  
住居権者の意思に反する侵入であっても平穩な態様ならば可  
学説の多数。C 説に対しては、主観によって判断されると批判  
C 説：新住居権説 住居者全員が住居権を有し、自己決定の侵害  
最高裁判所の傾向。プライバシー権の立場から支持する学説も

### 3. 本判決：

### 3) 客体

1. 「住居」
  1. 「住居」：起臥寝食の場
  2. 「邸宅」：住居に附属、「建造物」：前2者以外、「艦船」：船舶 管理人が必要
2. 諸説 A 説：集合住宅の通路も住居  
B 説：共用スペースはパブリックなもの

### 3. 本判決：

### 4) 行為

1. 「正当な理由なく」「侵入」
2. 諸説 A 説：意思侵害説 cf. 「新住居権説」  
B 説：平穩侵害説 cf. 「平穩説」

### 3. 本判決：

### 5) 可罰的違法性

1. 趣旨
2. 最高裁判所の判断：否定的判断  
cf. 昭和50年に下された一連の否定判決
3. 本件判断の評価
  1. 積極：構成要件該当性については、最も保守的な見解を採用で手堅い  
違法性判断において、緻密な事実認定で違法性が軽微とする  
さらに、ビラ配布が表現の自由であり、優越的地位を占めることを明言
  2. 消極：商業ビラや勧誘活動まで構成要件該当性が認められてしまう  
可罰的違法性論の危うさ 高裁判決へ

#### 4. 刑法と人権保障：罪刑法定主義

##### 1. 「罪刑法定主義」とは何か

###### 1) 意味内容

「ある行為が処罰されるためには、その行為の実行以前に、これを法律で犯罪と定めること、および科せられるべき刑罰の種類と程度も法律で定められていなければならない」とする原則

派生した原則：事後法の禁止、類推解釈の禁止、実体的デュープロセス

###### 2) 罪刑法定主義 罪刑の法定

cf. 戦前の治安維持法下の統制も法律に基づく、ナチス・ドイツも同様

現在でも、戦前も法治国家であった、との妄言がある

国民主権と自由主義

##### 2. 迷惑論をめくって

###### 1) 迷惑論の例

cf. 千代田区生活環境条例 第13条 <http://www.poisute.com/>

###### 2) 批判

迷惑（不安感など）と住居権侵害は同視できない

迷惑には、現実的で合理的な根拠はない。個人差がある。

過度に重視は表現の自由の重要性からみて疑問

多様な意見を出し合うというデモクラシーの危機

###### 3) 刑法における人権保障との関係での意見表明が必要

なぜ「罪刑法定主義」なのか = 国家（警察）の手を縛るため

#### [ 参考 ]: 他の事例

社会保険庁保険庁職員事件（2004年3月3日逮捕、3月5日起訴）

葛飾ピラ配り事件（2004年1月23日逮捕、2005年1月11日起訴） など

#### [ 事件の参考文献 ]

立川・反戦ピラ弾圧救援会『立川反戦ピラ入れ事件』（2005年、明石書店）

\* 巻末に参考文献一覧があるので、参考にしてもらいたい

立川・反戦ピラ弾圧救援会 <http://www4.ocn.ne.jp/~tentmura/index.htm>

#### [ 自己点検 ] の提出

以下の点について、記述し提出してください。

a) 講義を受講して学んだこと

なお、講義に関する質問は、以下の項目の下に記載してください。

b) 自由記述

#### \* 趣旨

主体的に講義を受講することが必須であるため、その姿勢を涵養する一助とする  
成績評価の対象であるレポートとは別物（レポート評価の際に考慮に入れる）

#### \* 提出方法

レジュメに挟み込んでいる「小テスト用紙」に書き、私まで提出すること  
と の各回について提出すること

#### \* 記載時間 5分以内で書くこと